

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年6月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年6月5日	株式会社ティーエム物流(法人番号7300001008880) 代表者峯貴史	鳥栖営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第11条、法第15条第4項、道路運送法(以下「運送法」)第95条	令和7年9月3日、死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒に監査実施。9件の違反が認められた。(1)運賃及び料金、運送約款の揭示義務違反(法第11条)、(2)限度超過車両の通行、条件等に係る指導監督の怠慢(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第5条の2)、(3)業務の記録の記載事項等義務違反(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(5)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(7)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(8)全従業員に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第5項)、(9)自動車に関する表示義務違反(運送法第95条、道路運送法施行規則第65条)	1	1
	佐賀県伊万里市山代町久原字波佐間2976番地22	佐賀県三養基郡基山町小倉618-1					
令和8年6月5日	株式会社三芳エクスプレス(法人番号7011701007706) 代表者伊藤耕一	佐賀営業所	輸送施設の使用停止 (46日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第15条第1項第1号、法第15条第4項	令和7年12月11日、死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒に監査実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	5	5
	東京都江戸川区南小岩4-11-1-3F	佐賀県伊万里市山代町楠久929-88					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年6月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年6月8日	松原運輸倉庫有限会社(法人番号6340002027126) 代表者松原良太郎	本社営業所	輸送施設の使用停止 (80日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第15条第1項第1号、法第15条第4項	令和7年12月2日、法令違反の疑いがある旨の情報等を端緒に監査実施。6件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)業務の記録の記載事項等義務違反(安全規則第8条)、(3)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(5)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	8	8
	鹿児島県肝属郡肝付町前田2575-1	鹿児島県肝属郡肝付町前田2575-1、2575-2					
令和8年6月9日	株式会社修栄運輸(法人番号1330001021093) 代表者村上孝	本社営業所	事業停止(7日間)、輸送施設の使用停止 (142日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第15条第1項第1号、法第15条第4項、道路運送法(以下「運送法」)第95条	令和7年10月21日、死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒に監査実施。9件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録(改ざん・不実記載)違反(安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(8)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(9)自動車に関する表示義務違反(運送法第95条、道路運送法施行規則第65条)	15	15
	熊本県熊本市南区会富町字河田59番地	熊本県熊本市西区高橋町2丁目3-2					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年6月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年6月15日	株式会社ZIN(法人番号 7290002041123) 代表者稲 口仁	本社営業所	輸送施設の使用停止 (150日車)、文書警 告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第8 条第1項、法第15条 第1項第1号、法第 15条第1項第2号、 法第15条第4項、法 第23条の3、法第60 条第1項、道路運送 車両法(以下「車両 法」)第48条	令和7年10月30日、適正化事業実施機関からの 情報を端緒に監査実施。13件の違反が認められ た。(1)事業計画(休憩睡眠施設)に定めるところに 従う義務違反(法第8条第1項)、(2)疾病、疲労等 のおそれのある運行業務(貨物自動車運送事業輸 送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3) 定期点検整備の実施違反(安全規則第3条の3、 車両法第48条)、(4)点呼の実施義務違反(安全規 則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記載事項等義 務違反(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録義 務違反(安全規則第8条)、(7)業務の記録の記載事 項等義務違反(安全規則第8条)、(8)運転者等台帳 の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1 項)、(9)運転者に対する指導監督違反(安全規則 第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記 録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10 条第1項)、(11)全従業員に対する指導監督義務 違反(安全規則第10条第5項)、(12)輸送の安全に 関わる情報の公表違反(安全規則第2条の8)、(13) 報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2 条第1項)	15	15
	福岡県大野城市御笠川2丁 目10番18号	福岡県大野城市御笠川2丁 目10番18号					